

市役所税務課による申告相談日程のお知らせ

～マイナンバーの確認できる書類と本人確認書類の提示が必要です～

申告相談日程	日 時	対象地区	場 所
	2月18日(月)・19日(火) 9:00～15:30	藤田地区 野口地区	市 役 所 3階会議室
	2月20日(水)～22日(金) 9:00～15:30	名田地区	
	2月25日(月)・26日(火) 9:00～15:30	塩屋地区	
	2月27日(水)・28日(木) 9:00～15:30	湯川地区	
	3月 1日(金)～14日(木) 9:00～15:30 ※土・日曜日を除く。	市内全域	
	3月15日(金) 9:00～12:00		

昨年度まで実施
していた出張相談
は廃止となります。



※公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書の提出は不要です。

ただし、住民税については、申告が必要な場合がありますので、申告相談にお越しの際は、**市・県民税の申告書も持参**してください。

◇問い合わせ 税務課市民税係 ☎0738-23-5504

御坊税務署からのお知らせ

～所得税及び復興特別所得税、贈与税の申告と納税は3月15日(金)まで～

◎御坊税務署での申告書作成会場の開設期間・相談受付時間

◇開設期間 2月18日(月)～3月15日(金) 9:00～16:00

※閉庁日を除きます。

※混雑状況により、早めに受付終了する場合があります。

※マイナンバーの記載及び本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

2月15日(金)以前
は、作成会場を開
設していません。



◎確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」での作成が便利です！

◎配偶者(特別)控除が変わりました!! ～平成30年分の確定申告から～

◇配偶者控除 控除額が改正されたほか、配偶者控除を受ける方の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除を受けられません。

◇配偶者特別控除 控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。

◎医療費控除に変更があります～平成29年分の確定申告から～

平成29年分の確定申告から、領収書の提出に代わり、**医療費控除の明細書**の添付が必要となりました。

なお、**医療費の領収書は自宅5年間保存**する必要があります。

◎税理士による無料申告相談会

◇日時 2月4日(月)～6日(水)

9:30～11:30、13:00～15:00

◇場所 市役所3階会議室

税理士による無料申告相談会では、贈与
税に関するアドバイスは行っていません。
また、市・県民税の申告書の受付も行っ
ていません。



持 参 品	①平成30年分の確定申告関係諸用紙 または「確定申告のお知らせ」のはがき	⑤ 給与(年金)などの源泉徴収票
	② 所得の計算に必要な書類	⑥ 前年(平成29年)分の確定申告書の控え
	③ 生命(損害・地震)保険料などの控除証明書	⑦ 計算機、筆記用具、印鑑
	④ 国民年金保険料などの社会保険料納付証明書	⑧ その他確定申告書の作成に必要な書類
		⑨ マイナンバーに係る本人確認書類

◇問い合わせ 御坊税務署 ☎0738-22-0695